

令和5年第11回稲城市教育委員会定例会

1 令和5年11月14日、午前9時30分から、市役所6階601・602会議室において、令和5年第11回稲城市教育委員会定例会を開催する。

1 出席委員は、次のとおりである。

杉本 真紀子（教育長）
吉田 伸幸
三戸 美代子
北川 英一
白井 妙子

1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長	佐藤 知子
教育指導担当部長	岸 知聡
教育総務課長	長崎 健
学務課長	佐藤 由美子
指導課長	高橋 達也
生涯学習課長	工藤 紀
生涯学習課公民館担当課長	小川 由紀夫
学校給食課長	中島 英
図書館課長	久野 由人
指導主事	佐藤 孝

1 職務のため出席する職員は、次のとおりである。

教育総務課教育総務係長 涌田 恵一郎
教育総務課教育総務係 千代 菜摘

1 会議に付された事項は、次のとおりである。

- (1) 日程第1 会議録署名委員の指名
- (2) 日程第2 会期の決定
- (3) 日程第3 教育行政報告
- (4) 日程第4 第42号議案
「稲城市指定文化財の指定に係る諮問について」
- (5) 日程第5 報告事項

教育長 　ただ今から、令和5年第11回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。

　それでは、日程第1　本日の「会議録署名委員」についてお諮りいたします。

　会議録署名委員については、教育長指名といたしたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

教育長 　ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は、三戸委員にお願いいたします。

　次に、日程第2「会期の決定」についてお諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日とすることにご異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

教育長 　ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決しました。

　次に、日程第3「教育行政報告」です。教育行政報告につきましては、各課長より報告いたします。

〔教育行政報告〕

- 教育総務課長
- 1 教育委員会後援名義について
 - 2 寄附について
 - 3 令和5年10月東京都市教育長会庶務課長会定例会について
 - 4 学校開放事業について

- 学務課長
- 1 学校教育法施行令第20条に基づき通知された児童・生徒数について
 - 2 令和5年度通学路合同点検の実施について
 - 3 令和5年度第3回東京都市学事・保健・給食担当課長会について
 - 4 令和5年度就学时健康診断について
 - 5 学校給食費未納者への督促状発付について
 - 6 学校給食費未納者への電話催告（督促）について
 - 7 感染症等による稲城市立学校の学級閉鎖等の状況について
 - 8 令和5年度児童・生徒数・学級数（令和5年10月1日現在）について

- 指導課長
- 1 担当者事業について
 - 2 推進事業について
 - 3 研修事業について

- 4 学校訪問事業について
- 5 教育センター関係について

- 生涯学習課長
- 1 社会教育委員関係について
 - 2 社会教育活動の振興について
 - 3 芸術文化活動の振興について
 - 4 二十歳の式典関係について
 - 5 文化財の保護と普及について
 - 6 生涯学習推進事業について
 - 7 放課後子ども教室参加状況（9月分）について
 - 8 公民館主催事業の実施状況について
 - 9 i プラザの主な主催事業の実施状況について
 - 10 生涯学習課利用統計について（i プラザ9月分、公民館9月分及び10月分）

- 学校給食課長
- 1 東京ヴェルディコラボ給食について
 - 2 令和5年度第3回東京都市学事・保健・給食担当課長会について（再掲）
 - 3 試食会について
 - 4 令和5年度第2回多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会給食運営管理研究部会について

- 図書館課長
- 1 市主催事業について
 - 2 中央図書館主催事業（SPC運営）について
 - 3 分館主催行事について
 - 4 城山体験学習館の主な事業について
 - 5 学校との連携について
 - 6 図書館の利用状況（令和5年9月・10月）について

教育長 教育行政報告が終わりました。
次に、日程4 第42号議案「稲城市指定文化財の指定に係る諮問について」を議題とします。

本案は、稲城市文化財保護条例第39条の規定に基づき、稲城市指定文化財の指定について、稲城市文化財保護審議会に諮問する必要があるので提出するものです。詳細につきましては、生涯学習課長より説明いたします。

生涯学習課長。

生涯学習課長 それでは、私のほうから、第42号議案についてご説明をさせていただきます。ファイルをお開きいただきまして、4ページからご覧いただければ

と思います。こちら議案概要説明書となっておりますので、こちらを中心に説明をさせていただきます。

第42号議案、担当課が生涯学習課でございます。件名は、「稲城市指定文化財の指定に係る諮問について」でございます。

続きまして、概要について読み上げをさせていただきます。

稲城市の区域内に存する文化財のうち、市にとって重要な文化財について指定文化財にしております。文化財の指定につきましては、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって市民の郷土に対する認識を高めるとともに、文化的向上に資することを目的としております。

稲城市文化財保護条例第39条の規定では、市指定有形文化財等の指定についてはあらかじめ審議会に諮問をしなければならないとしており、この規定に基づき、下記の文化財2件を、市指定有形文化財に指定することについて稲城市文化財保護審議会に諮問するために、本案を提出させていただいたものでございます。

指定文化財の候補でございます。円照寺の木造十一面観音坐像、また、旧宝泉寺の木造阿弥陀如来坐像でございます。

参考といたしまして、稲城市文化財保護条例第39条を掲載させていただいております。審議会への諮問でございます。「教育委員会は、次に掲げる事項については、あらかじめ審議会に諮問しなければならない。(1)市指定有形文化財の指定及びその指定の解除」でございます。今回はこちらの(1)に該当することから、このような形で諮問してよろしいでしょうかという議案となっております。

それでは、1ページ進んでいただいてよろしいでしょうか。指定文化財のご説明に移らせていただきます。

はじめに、円照寺の木造十一面観音坐像でございます。

文化財の内容といたしましては、円照寺本堂の仏像でございます。年代としては室町時代後期、員数といたしましては1軀でございます。種別としては有形文化財（彫刻）でございます。

続きまして、指定理由でございます。円照寺の本尊である十一面観音坐像は、中国宋元美術の影響を受けた法衣垂下像、法衣の袖先と裳先が台座下に左右対称に垂れる形式が特徴の仏像でございます。制作年代は室町時代後期で、市内に現存する仏像では、平安時代に属する木造聖観音立像、こちらはよみうりランド所蔵の国重要文化財でございます。木造観世音菩薩立像、こちらは高勝寺の本尊であり、東京都有形文化財でございます。また、木造阿弥陀如来と両脇侍像、こちらは常楽寺の本尊であり、東京都有形文化財で、こちらに次いで古い仏像ということになってございます。市内に現存する中世の仏像彫刻では、歴史的な価値が高く、保存状態もまた良好であることから指定文化財候補とさせていただいたものでございます。所有者といたしましては、宗教法人円照寺となっております。

続きまして、旧宝泉寺の木造阿弥陀如来坐像でございます。

内容といたしましては、旧宝泉寺の本尊となっております。年代は延宝7年ということで、江戸時代前期ではなかろうかということになっております。員数は1軀でございます。種別は同じく有形文化財（彫刻）でございます。

指定理由でございます。平尾の杉山神社の東側にあった旧宝泉寺本尊の木造阿弥陀如来坐像でございます。宝泉寺は、江戸時代は高勝寺の末寺であり、杉山神社の別当寺であったものですが、明治6年に廃仏毀釈によりまして廃寺となってしまったということでございます。そのため本尊の阿弥陀如来坐像は、隣の杉山神社で保管されることとなりました。仏像の胎内には「延宝七年十一月二十一日 尼妙真白」の奥書を持つ仏説阿弥陀経が納められておりまして、延宝7年の制作ではないかと考えられているものがございます。市内に現存する江戸時代前期の仏像彫刻では、歴史的な価値が高く、また保存状態も良好であることから指定文化財候補とさせていただきます。所有者といたしましては、宗教法人杉山神社となっております。

こちらで指定文化財の説明は以上になるんですけれども、次のページから資料ということでご覧いただければと思います。資料2につきましては、現在指定をさせていただいている文化財の一覧、国及び都も含めた形で掲載しております。資料の3-1からはそれぞれの仏像の写真となっております。上が円照寺の木造十一面観音坐像で、下が旧宝泉寺の木造阿弥陀如来坐像となっております。次のページからは、真正面、もしくは左右から、後ろと下からということで、写真を撮らせていただいております。

続きまして、最後に今後のスケジュールにつきまして説明をさせていただきます。資料4をご覧いただければと思います。ページですと10ページとなります。

令和5年度でございます。11月14日、本日、教育委員会の諮問をさせていただきます。こちらを受けまして、文化財保護審議会のほうに諮問書を提出するという流れでございます。続きまして、12月中旬に文化財保護審議会から答申をいただくという予定でございます。こちらは、指定文化財の現地確認等を行いまして、文化財保護審議会から教育委員会の指定文化財の答申について協議し、答申書を提出していただくという流れでございます。1月にまた教育委員会のほうに戻させていただきます。こちらでいよいよ決定ということになります。決定と同日付で告示をさせていただきます。2月以降は市民へのPR等が始まっております。また、令和6年度上半期につきましては、本日の予算の説明等にも出てまいりますが、指定文化財の案内板の設置をそれぞれ1基ずつさせていただきます。また、指定文化財の企画展等も実施してまいります。また、

指定文化財の文化財ノートの発行もさせていただく中で広報等に努め、文化財の普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

少し飛ばさせていただいたんですけれども、ページを戻っていただきますと、先ほどご説明をさせていただいております文化財それぞれにつきまして、2ページ、3ページのほうに諮問書を掲載させていただいております。このような形で諮問書を審議会にお出しいたしまして、答申をいただくという流れで予定をしております。どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

教育長 以上で提案理由の詳細説明が終わりました。

これより質疑をお願いいたします。

三戸委員。

三戸委員 本件2件についての諮問については特に進めていただいて良いと思うんですけれども、ちょっと1点、資料2で、もしご存じならお聞きしたいのが、平成元年までは比較的文化財への登録は、毎年のように、定期的にあまり時間を空けずにあったんですけれども、そこから平成29年までかなり期間が空いておりまして、その辺りの経緯ですとか、ちょっと古い話ですので、こういうふうに決めていきましょうという基本的なところと、場合によってはこのように期間が空く理由があったら教えていただきたいと思えます。

教育長 生涯学習課長。

生涯学習課長 基本的には、今回の指定文化財についても令和3年に調査等はある程度させていただいて、それを受けて、ではいよいよ指定文化財として適当であろうかということ、審議会の中でも少し揉んでいただいた後、諮問をさせていただくという形の流れでやっているというのが一般的な流れでございます。

教育長 教育部長。

教育部長 今、しばらく指定がなかったというところにつきましては、以前、福祉文教委員会で報告した際のお答えになりますけれども、こういった貴重な文化財があることを認識はしていただんですけれども、改めて研究をし、貴重な文化財であることを再認識した結果、平成29年度に改めて指定文化財にすることが適当だろうと、この時点で判断をさせていただいて、しばらく間が空いてしまったんですが、平成29年度から、今まで貴重なものとは再認識していたが文化財に指定していなかったものについて指定するこ

とが適当だろうという認識を持って指定をさせていただいたという経緯がございます。

以上でございます。

教 育 長 三戸委員。

三戸委員 ありがとうございます。お答えいただいたように、なかなかこういったものの価値を見いだして、しっかり文化財に指定していくところには時間と労力とがかかるとは思いますけれども、ぜひ今後も進めていただければと思っております。よろしく申し上げます。

教 育 長 そのほか質疑はいかがでしょうか。

(なしの声あり)

教 育 長 それでは、ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより第42号議案「稲城市指定文化財の指定に係る諮問について」を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教 育 長 挙手全員であります。よって、第42号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第5 報告事項です。本日の報告事項は2件です。議事の進行の都合上、報告事項のうち報告事項2「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果概要について」を先に行います。

それでは、指導主事より説明をお願いいたします。

指導主事 それでは、「令和4年度『児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査』結果概要」につきましてご報告させていただきます。

本調査の趣旨につきましては、児童生徒の問題行動等について、全国の状況を調査・分析することにより、教育現場における生徒指導上の取組のより一層の充実に資するものとするとともに、その実態把握を行うことにより、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応に、また、不登校児童生徒への適切な支援につなげていくことを趣旨といたしまして、文部科学省が毎年実施している調査でございます。

調査の実施時期、実施形態につきましては、令和4年3月17日付の東京都教育委員会からの依頼により、稲城市教育委員会は令和5年3月20日付で各小・中学校長に調査・回答を依頼いたしました。その後、令和5年3月29日までに各小・中学校から調査回答をいただき、内容を精査した後に、令和5年4月12日に東京都教育委員会に提出しております。その後、東京都教育委員会にて改めて内容を精査した後に、文部科学省へ提出しております。

タブレット端末のサイドブックス、稲城市教育委員会フォルダ、第11回定例会フォルダ 報告事項2をご覧ください。

文部科学省は全国の小・中・高等学校の調査結果を分析し、令和5年10月4日付で「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要」として公表しております。後ほどお時間がございましたらご覧ください。

それでは、本調査項目のうち、小・中学校を対象としております暴力行為、いじめ、長期欠席につきまして、稲城市の調査結果の概要をご報告させていただきます。サイドブックスの一つ前に戻っていただき、資料の変更前 報告事項2をご覧ください。

はじめに、資料の1ページ、暴力行為の状況につきましてご説明申し上げます。

1 暴力行為の定義をご覧ください。

「暴力行為」とは、「自校の児童生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」をいい、被暴力行為の対象によって、「対教師暴力」（教師に限らず、用務員等の学校職員も含む。）、「生徒間暴力」（何らかの人間関係がある児童生徒同士に限る。）、「対人暴力」（対教師暴力・生徒間暴力の対象者を除く。）、学校の施設・設備等の「器物損壊」の四つの形態に分かれております。ただし、家族・同居人に対する暴力行為は調査対象外となっております。

次に、2 暴力行為の発生件数等をご覧ください。

(1)は全体の合計になっております。平成31年度から令和4年度までの4年分の数値を掲載しております。また、令和4年度は、1,000人当たりの発生件数として全国のデータと稲城市のデータを掲載しております。

なお、(2)から(5)は、暴力行為の各形態について平成31年度から令和4年度までの4年分を掲載しており、令和4年度は1,000人当たりの発生件数として全国のデータと稲城市のデータを掲載しております。

次に、資料の3ページ、いじめの状況につきましてご説明申し上げます。

「1 いじめの定義」をご覧ください。

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われる

ものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」(いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第21条第1項)をいいます。なお、起こった場所は学校の内外を問いません。

いじめを認知するということにつきましては、表面的・形式的に行うことなく、法が制定された趣旨を十分踏まえ、行為の対象となった者の立場に立って行うことであり、特にいじめには多様な対応があることを鑑み、いじめに該当するか否かの判断にあたり、いじめの定義のうち「心身の苦痛を感じているもの」との部分限定して解釈されることのないようにすることとしております。なお、いじめの認知件数が年々多くなっているということにつきましては、小・中学校とも、教職員、児童生徒及び保護者に法に基づくいじめの定義が浸透されてきたことや、学校が児童生徒等の困り感を積極的に受け止め、早期発見・早期対応・早期解決につなげていること、児童生徒がいじめの防止、いじめの根絶を主体的に考え、行動したり参加したりする取組が推進されてきたことによるものであると認識しております。

次に、2 いじめの認知件数をご覧ください。

いじめの認知件数につきましては、暴力行為と同様に、平成31年度から令和4年度までの4年分の数値を掲載しております。また、令和4年度は、1校当たりの認知件数として全国のデータと稲城市のデータを掲載しております。

次に、3 いじめの現在の状況をご覧ください。

いじめの解消につきましては、解消している状態として2点の要件が満たされている必要がございます。

1点目は、いじめに係る行為の解消です。具体的には、被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)がやんでいる状態が相当の期間継続していることであり、相当の期間とは少なくとも3か月を目安とするとしております。いじめの被害の重大性等から、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安に関わらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとしております。

2点目は、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことです。具体的には、いじめに係る行為がやんでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為に心身の苦痛を感じていないと認められるものです。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認するものとしております。

以上2点の要件が満たされていることを含め、学校いじめ対策委員会が子どもの状況等を総合的に検討した上で学校長が判断する、そのことでいじめの解消としています。

次に、4 いじめの態様をご覧ください。

ご覧のような結果となっております。なお、重大事態につきましては、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定されておりますが、令和4年度、本市におきましてはございませんでした。

なお、この重大事態の発生に関する規定につきましては、いじめ防止対策推進法第28条第1項の第1号として、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき」と、第2号として、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき」の双方とも、又はどちらかが当てはまるときとされております。

最後に、資料の4ページ、長期欠席の状況についてご説明申し上げます。

1 「理由別長期欠席者数」についてをご覧ください。

①として、令和5年3月31日現在の在学者のうち、令和4年度間（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間）に30日以上登校しなかった（連続したものであるか否かを問わない）児童生徒数をそれぞれ理由別に記入するものでございます。

次に、③でございしますが、理由につきましては、登校しなかった理由によって選択することとし、理由が2つ以上あるときは、主な理由を1つ選択しております。ただし、新型コロナウイルス感染回避のため登校しなかった日数及び「出席停止・忌引き等日数」のうち、「欠席日数」に計上される可能性のない事由による日数を除き、本調査において長期欠席の対象としていた「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」の理由により登校しなかった日数の合計が30日以上となる場合には、「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」のいずれかから、主な理由を1つ選び計上しております。

一番下段の米印をご覧ください。ここでいう『出席停止・忌引き等日数』のうち『欠席日数』に計上される可能性のない事由は、学校教育法又は学校保健安全法等に基づく出席停止、学年の一部の休業、忌引き、非常変災その他特に必要な場合で校長が出席しなくてもよいと認めたものを指します。

2 長期欠席者の状況をご覧ください。

不登校についてのみ、令和2年度から令和4年度までの3か年分を掲載しております。

3 在籍児童生徒数における長期欠席者の割合をご覧ください。

令和4年度の理由毎に、稲城市と全国の割合について掲載しております。

以上、「令和4年度『児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査』結果概要について」の報告とさせていただきます。また、12月の教育委員会定例会におきまして、今回の報告に関する詳細をご報告させていただきます。

以上でございします。

教育長 以上で、報告事項2「令和4年度『児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査』結果概要について」の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

吉田委員。

吉田委員 長期欠席者の状況というところで、長期欠席者のその他というのは具体的にはどういったことがあるのかというのを教えてください。

教育長 指導主事。

指導主事 その他の具体例といたしましては、保護者の教育に関する考え方、登校についての無理解、家族の介護、家事手伝い等の家庭の事情から長期欠席しているもの、外国での長期滞在、国内外の旅行のため長期欠席しているもの、連絡先が不明なまま長期欠席しているもの等でございます。

教育長 吉田委員。

吉田委員 ありがとうございます。連絡が取れないというのはちょっと気になるところではあるんですけども、大体のことは分かりました。
以上です。

教育長 指導主事、今の回答は国から来ているこの回答の際のその他に含まれるものを読み上げられたのかと思いますけれど、実態として、今、吉田委員がご心配された、本市の中で連絡が取れないということはあるんでしょうか。教育委員会に報告として学校から入っているか否か、そこだけお答えいただければ結構です。

指導主事 現段階でそういった事例はございません。

吉田委員 はい、ありがとうございます。

教育長 ほかに質疑はいかがでしょうか。
三戸委員。

三戸委員 いじめの状況、2番のいじめの認知件数についてご質問いたします。
先ほど報告の中でも、いじめに対する認知の度合い等が上がったこと等もご説明がありましたが、特に令和2年度から3年度以降は非常に大きな、8倍ぐらいの伸びがございます。詳細な説明は来月いただけるのかも

しれませんが、何かそういった児童生徒さんに対して認知が上がるような教育や働きかけですとか、そういったことを稲城市内でやった時期に当たるのかどうかというところをお聞きしたいなと思います。

教育長 指導課長。

指導課長 それでは、私のほうから回答させていただきます。

令和2年度の数値がやや低いというところから令和3年度は増えている経緯がございますが、令和2年度まで新型コロナウイルスの影響もあり、子ども達同士の関わりが極端に少なくなっていました。そういったところで、人との関わりが減った分、こういったいじめに関するような事例も少なかったというのが1つございます。令和3年度以降は少しずつ学校の活動が平常化に向かって進む中で件数が増えたことと、やはり学校のほうでのいじめの認知に関する捉え、先生方も含めて徹底して指導してきたことにより件数が増えたというところがございます。

以上でございます。

教育長 三戸委員。

三戸委員 ありがとうございます。

そうですね、コロナの影響も確かにとは思ってたんですが、平成31年度から見てもかなり多くなっているの、逆に言えば、しっかり子ども達がこれはいじめだと認識するということが広く認知というか、子ども達自体が声を出せるというところは良いことだと思うんですが、そういったことの現れだけなのか、実態としての辺りをまた来月のご報告で何か新しいことが分かりましたらよろしく願いいたします。

教育長 そのほか質疑はいかがでしょうか。

北川委員。

北川委員 不登校ですけれども、不登校の要因としての調査はあるんでしょうか。例えば無気力とかいじめとか教育の関係とか、その辺のところの調査が今回は入っているんでしょうか。

教育長 指導主事。

指導主事 調査項目といたしましては、学校に係る状況、家庭に係る状況、本人に係る状況として、それぞれ数値として学校から報告をいただいております。

以上でございます。

教 育 長 北川委員。

北川委員 ちょっと過去の調査でさっき言ったような細かいものを見たことがあるので、次回で結構ですので、どういう要因なのかということをお教えいただければと思います。よろしくお願いします。

教 育 長 ほかに質疑はいかがでしょうか。

(なしの声あり)

教 育 長 それでは、ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、報告事項1「令和6年度教育費予算要望(案)」についてです。報告事項1は予算案件であることから非公開といたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

教 育 長 ご異議なしと認めます。よって、報告事項1は非公開審議といたします。これより非公開審議に入りますので、関係者以外の退席を求めます。暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

※指導主事は退席する。

(これより報告事項1は非公開審議)

(非公開審議)

(これにて報告事項1の非公開審議は終了)

(暫時休憩)

教 育 長 再開いたします。
以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。
これにて閉会といたします。

(午前11時47分閉会)